

ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校

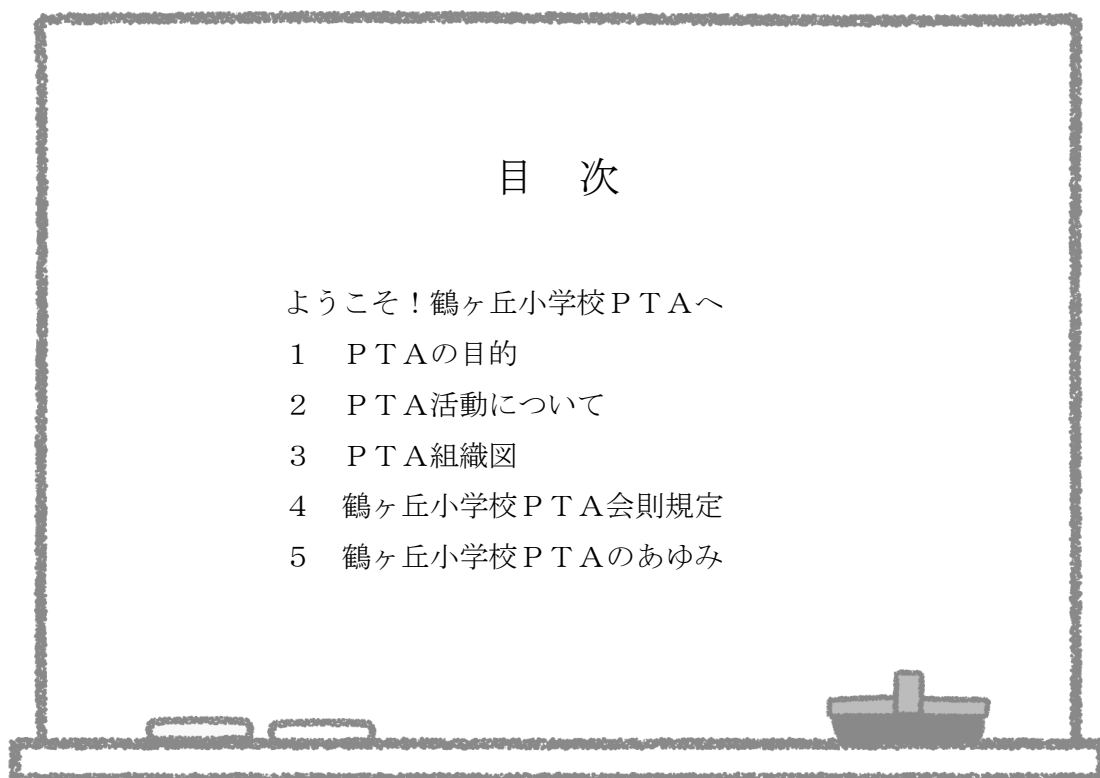
P T Aのしおり

令和7年度版

目 次

ようこそ！鶴ヶ丘小学校P T Aへ

- 1 P T Aの目的
- 2 P T A活動について
- 3 P T A組織図
- 4 鶴ヶ丘小学校P T A会則規定
- 5 鶴ヶ丘小学校P T Aのあゆみ



ようこそ！鶴ヶ丘小学校PTAへ

鶴ヶ丘小学校PTAでは、子どもたちが元気に楽しく過ごせるよう保護者と教職員が協力し、よりよい学校生活・学校教育を支援する活動を行っています。

主な活動として委員会を設け、保護者の方々のご協力をお願いしています。会員となられる保護者の方が親睦を深め、理解しあうことによってみんなでつくりあげる委員会活動となっています。

また学校応援団と連携して、読み聞かせ・花壇整備・スポーツテスト・ミシン・登下校見守りなど様々なボランティアに参加しています。

一人ひとりの力は小さくても、集まれば大きな力となります。鶴ヶ丘小学校にお子さまたちが在籍している短い期間ではありますが、ご理解いただき、ぜひPTA活動への積極的なご参加をお待ちしております。



1 P T A の 目 的

◆ P T Aとはどういう会ですか？

PTAとは Parent(保護者) Teacher(先生) Association(組織)の略称で「保護者と教職員の会」のことをいいます。子どもたちの健やかな成長を図ることを目的として、保護者と教職員とが協力してさまざまな活動を行う社会教育団体です。

主な目的として

- (1) 子どもをとりまく環境を理解する場を設ける
- (2) 子どもだけではなく、保護者・教職員自身が成長していく
- (3) 家庭教育に役立つような活動をしていく
- (4) 地域と連携し、学校をとりまく環境をよくしていく

といったことを柱にし、教育活動をするためのものです。

◆ 会員になることができるのは？

その学校に子どもを通わせている保護者、その学校に勤務している先生が会員となることができます。

◆ 子どもが入学すれば、親はもう会員ですか？

自動的に会員になるのではなく、この会の趣旨に賛同する方に加入していただくことになっています。子どもたちのよりよい学校生活のために、ぜひご協力をお願いします。
※入学説明会でのご案内後、この会の趣旨にご賛同の上でPTA入会届をご提出いただいておりますので、原則卒業（転出）まで継続加入といたします。

※途中転居（転出）の場合、教頭先生までご連絡ください。

PTA 3つの禁止事項

政治・宗教・営利団体に関する活動の禁止

PTAは教育の団体ですので、非政党・非宗教・非営利団体でなければなりません。これはPTAの3つの禁止事項といわれ、絶対に守らなければならないものです。

2 鶴ヶ丘小学校 P T A 活動について

(1) 総 会

総会は全会員によって構成される議決機関です。鶴ヶ丘小学校では年1回定期総会が開かれ、そこにおいて「役員の選出と承認」「予算の議決と決算の承認」「年間事業の報告と計画の承認」「緊急事項の審議と承認」「規約」等を議決します。

(2) P T A本部

会長・副会長・書記・会計で構成されています。

学校行事への協力、P T A活動が円滑に行われるよう学校や地域と連携して運営を行っています。また、ふじみ野市P T A連合会（市P連）会議・市及び市P連主催の研修会への出席など外部との連携を図り、他校・地域との窓口になります。

(3) 校外委員会

各地区ごとに選出され、通学班の編成、登下校指導など、子ども達が安全に過ごせるよう見守る活動をしています。

※ 地区での問題点などは、校外委員にご相談ください。

転出入及び学区内転居の際は、必ず学校に連絡の後、校外委員にお申し出ください。

(4) 校外委員選出について

各地区での活動が主になります。登校班にお子さまが在籍している全家庭が対象になります。これまでに本部役員、校外三役（委員長・副委員長・書記）のご経験者は原則免除となります。ただし、地区の状況によってはご協力をお願いいたします。

お子さま1人につき1回は引き受けていただければ、学校生活を知るよい機会になるかと思います。2回、3回引き受けていただくことも大歓迎です。

(5) 会 費

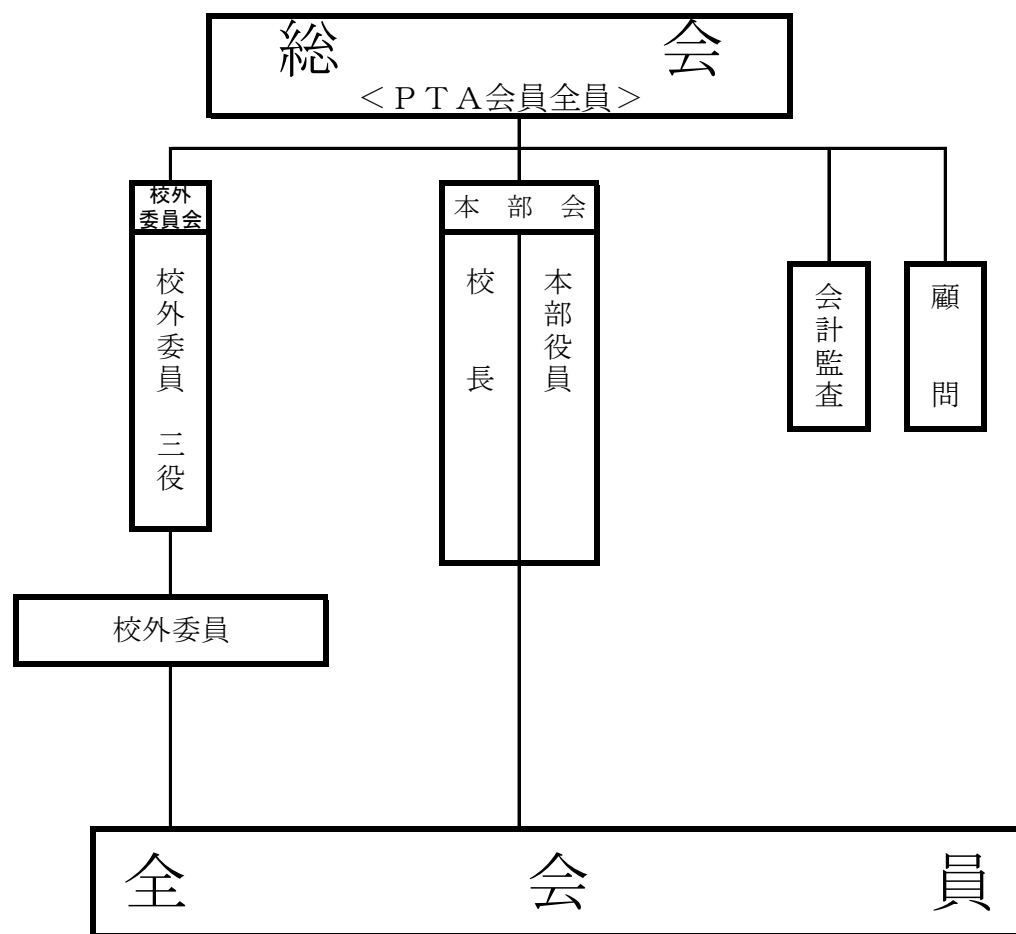
会費は1世帯年間1,000円をまとめて集金します（安全互助会費含む）。この会費によってP T Aの経費がまかなわれ、総会で議決された予算に基づいて支出されます。また、年1回会計監査を行います。

◆ 鶴ヶ丘小学校P T A会費はこのようなことに使われています

- ・ P T A連合会会費
- ・ 安全互助会費
- ・ P T A図書購入費
- ・ コピー機・印刷機の維持費、用紙代等

他

3 鶴ヶ丘小学校 P T A 組織図



校外委員は登校班に子どもが在籍している全家庭が対象です。
地区規定に沿って校外役員の選出をしていただきます。

4 鶴ヶ丘小学校PTA会則規定

(1) ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校PTA会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、鶴ヶ丘小学校PTAと称する。

第 2 条 本会の事務所は鶴ヶ丘小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 本会は、教育基本法、児童憲章に則り、保護者と教師との連絡を密にし、たがいに研究協力して、家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校と家庭との緊密な連絡による児童の校外指導
- 2 会員の修養に関する活動
- 3 学校及び家庭教育に対する理解と協力
- 4 地域社会における連帯感と市民性の育成
- 5 児童、会員の表彰慰労
- 6 各社会教育機関との連絡協調
- 7 その他本会の目的達成に必要と認められる活動

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、鶴ヶ丘小学校の児童の保護者と鶴ヶ丘小学校に勤務する教職員とする。
会員は、会費を納めるものとする。

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1 名（保護者 1）
- 2 副会長 若干名（保護者 2・教師 1）
- 3 書 記 若干名（保護者 1 名以上・教師 1）
- 4 会 計 若干名（保護者 1 名以上・教師 1）

第 7 条 役員の選出は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長は、全会員から選出される。
- 2 書記、会計は、会長が委嘱する。

第 8 条 本会の役員の任期は 1 年とする。

ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、本部会で決定する。
会長を経験した者の属する世帯は、その後の役員、校外委員三役及び校外委員は免除される。また、本部役員を一度経験した者は、その後の校外委員三役及び校外委員は免除される。
ただし、それぞれやむを得ない場合は就任を妨げない。

第 9 条 本会役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- 3 書記は、総会及び本部会の議事を記録し、保管し、この会の庶務を行う。
- 4 会計は、予算に基づいて経理を行う。

第 5 章 総 会

第 10 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高の議決機関である。

第 11 条 総会は、毎年 1 回これを開き、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

- 第 12 条 総会は、全会員の 1/5 以上をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
ただし、会則の改正は除く。
議長は、会員の中から選出する。
- 第 13 条 総会は、会則の変更、役員の承認、活動計画と報告及び予算決算の認定、その他重要事項を審議決定する。

第 6 章 本分会

- 第 14 条 本分会は、本部役員によって構成される。
- 第 15 条 本分会は、必要に応じその都度これを開き、次の事項を審議処理する。
- 1 総会決定事項
 - 2 その他緊急事項

第 7 章 校外委員会

- 第 16 条 校外委員会は 会員の親睦を図り、地域の実情をよく知り、児童の健全な育成に努める。
校外委員会は校外三役、校外委員で構成される。
校外三役に就いた者は、その後の校外三役及び校外委員を原則免除される。
ただし、やむを得ない場合は就任を妨げない。
- 第 17 条 校外委員会の委員及び正・副委員長の選出は、次の通りとする。
- ・地区毎に、児童数に応じて 2 ～ 3 名選出する。
 - ・選出された委員の中より、地区毎に正・副委員長を 1 名ずつ選出する。
 - ・該当地区より校外委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。

第 8 章 経 理

- 第 18 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第 19 条 本会の会費は、毎年予算の定めるところにより決定する。
- 第 20 条 会員の会費は年 1 回 1, 0 0 0 円を徴収する。但し、PTA 会費集金日に在籍している会員から一括で年会費を徴収するのみとし、転入転出時等の月割りでの追加徴収や返金はしないこととする。
- 第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 9 章 会計監査

- 第 22 条 本会の経理を監査するために 3 名の会計監査を置く。
- 第 23 条 会計監査は、会員の中から選出する。
- 第 24 条 会計監査は、この年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
また、必要に応じて、臨時会計監査をすることができる。

第 10 章 顧 問

- 第 25 条 本分会に顧問を置くことができる。
- 1 顧問は、会長が推薦し、総会で承認する。
 - 2 顧問は、本分会の重要諮問に応じる。

第 11 章 細則・規程

- 第 26 条 この会の運営に必要な細則及び規程は、本分会において定める。
- 第 27 条 本分会に次の帳簿を備える。
- | | | |
|----------|--------|----------|
| 1 会則つづり | 2 会員名簿 | 3 役員名簿 |
| 4 会計簿 | 5 記録簿 | 6 領収書つづり |
| 7 参考書つづり | 8 備品台帳 | 9 その他 |
- なお、これらの帳簿等の保管期限は 6 年間とする。

第 28 条 校長は、学校運営上、本会の総会、本部会に出席して意見を述べることができる。

第 12 章 会則の改正

第 29 条 この会則は、総会で出席者の 2/3 以上の賛成があれば改正することができる。

昭和 43 年 5 月 4 日	施 行
昭和 46 年 5 月 22 日	一部改正
昭和 54 年 5 月 24 日	一部改正
昭和 59 年 5 月 12 日	一部改正
平成 3 年 5 月 11 日	一部改正
平成 5 年 5 月 15 日	一部改正
平成 6 年 5 月 7 日	一部改正
平成 7 年 5 月 11 日	一部改正
平成 9 年 5 月 17 日	一部改正
平成 11 年 5 月 1 日	一部改正
平成 12 年 5 月 2 日	一部改正
平成 18 年 5 月 2 日	一部改正
平成 20 年 5 月 2 日	一部改正
平成 22 年 4 月 30 日	一部改正
平成 24 年 5 月 2 日	一部改正
平成 27 年 4 月 28 日	一部改正
令和 2 年 7 月 21 日	一部改正
令和 5 年 11 月 28 日	一部改正
令和 6 年 4 月 30 日	一部改正
令和 6 年 12 月 17 日	一部改正
令和 7 年 4 月 28 日	一部改正

(2) 地区 P T A 運営規程

第 1 条 (主 旨)

この規程は、会則に基づき、校外委員会の活動を推進するための運営について、その事項を定めるものです。

第 2 条 (目 的)

各地区の連絡をとり、お互いの情報交換をし、各々の問題を処理します。

第 3 条 (活 動)

鶴ヶ丘小学校 P T A 地区会員数による地区の各々が、校外委員会を推進するための活動の単位となります。

第 4 条 (地区集会)

- 1 地区集会は校外委員会の活動を推進するために、必要に応じて各地区校外委員長が招集し、これを開きます。
- 2 地区集会を開く場合は、各委員長は会員に連絡をとり、P T A 会長は必要に応じてこれに出席します。
- 3 地区集会で出た問題点は内容により校外委員会、本部会にかけすることもできます。

第 5 条 (委員の任期)

4 月 1 日から翌 3 月 3 1 日までとし、3 月中は新旧合同で行います。

第 6 条

この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 8 日より実施する。

(3) 鶴ヶ丘小学校 P T A 慶弔規程

第 1 条 この規程は、鶴ヶ丘小学校 P T A 慶弔規程と称する。

第 2 条 この規程は、鶴ヶ丘小学校 P T A 会員と、鶴ヶ丘小学校に在学している会員の児童に対して適用する。

第 3 条 この規程は、会員相互の慶弔を共にすることを目的とする。

第 4 条 この規程を運営するために次の役員を置く。

幹事 1 名 会計 1 名

第 5 条 この規程は、第 3 条の目的を達成するために次の事を行う。

- 1 会員の死亡 弔慰金 5, 0 0 0 円
- 2 会員の児童の死亡 弔慰金 5, 0 0 0 円
- 3 会員の入院 1 ヶ月以上 見舞金 3, 0 0 0 円
- 4 会員の住居災害 見舞金 その都度協議決定する。
- 5 学校職員の結婚 祝 金 3, 0 0 0 円
- 6 その他、特に慶弔を必要とする場合、実情に応じ協議決定する。

第 6 条 第 5 条の規程に該当し、その適応を受けた者は、金品をもって礼に代えてはならない。

第 7 条 慶弔の事由が発生したときは、速やかに申請する。

第 8 条 この規程を運営するための資金は、会員の会費より出資する。

第 9 条 この規程の変更は、本部会で協議し決定する。

第 10 条 この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 8 日より実施する。

(4) 鶴ヶ丘小学校 P T A 個人情報保護規程

第 1 条 (目 的)

本規程は、ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校 P T A (以下、「本会」とする。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的に、P T A 会員名簿及びその他の個人情報(以下、「個人情報データベース」とする。)の取り扱いについて定めるものである。

第 2 条 (責 務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条 (管理者)

本会における個人情報データベースの管理者は、P T A会長とする。

第 4 条 （取扱者）

本会における個人情報データベースの取扱者は、学校長並びに会長が許可した者（本部役員、校外委員正副委員長）とする。

第 5 条 （秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 条 （収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第 7 条 （利用目的）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- （1）集団登校の班編成
- （2）会費集金、管理等の連絡
- （3）文書等の送付
- （4）各役員及び委員選出、役員名簿及び委員名簿の作成
- （5）その他、P T A活動実施のため

第 8 条 （利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。また、学校長並びに会長の許可を得ていない媒体での取り扱いを禁ずる。

第 9 条 （管理及び持ち出し等）

個人情報データベースは管理者及び取扱者が適正に管理する。名簿は原則P T A会議室（校内）で扱うものとする。やむを得ず持ち出す場合は、学校長並びに会長に報告し、適正な対策を講じた上で許可を取る。不要となった個人情報及び名簿は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 10 条 （保管）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。なお、これらのデータの保管期限は 6 年間とする。

第 11 条 （第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条 （第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（前条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く）に提供をしたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨（第三者提供を受ける際の確認等）

第 13 条 第三者（第 11 条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 14 条 （ 情報開示等 ）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

第 15 条 （ 漏えい時等の対応 ）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、学校長並びに管理者である P T A 会長へ直ちに報告する。

第 16 条 （ 啓 発 ）

本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、適宜啓発を実施するものとする。

第 17 条 （ 相談及び苦情の処理 ）

本会は、個人情報の取り扱いに関する相談及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 （ 改 正 ）

本規程の改正は、鶴ヶ丘小学校 P T A 本部会において実施する。

附則 本規程は、令和 5 年 4 月 2 8 日より施行する。

令和 5 年 4 月 2 8 日 施 行

令和 5 年 1 0 月 1 8 日 一部改正

令和 6 年 4 月 3 0 日 一部改正

5 鶴ヶ丘小学校 P T A の あ ゆ み

年 月	沿 革
昭和 43 年 5 月 4 日	鶴ヶ丘小学校 P T A 発足 (会員数 399 名)
昭和 43 年 5 月 4 日	鶴ヶ丘小学校 P T A 会則施行
昭和 46 年 5 月 22 日	P T A 会則一部改正
昭和 50 年 4 月 1 日	西原小学校開設に伴い一部分散 (会員数 1187 名)
昭和 53 年 4 月 1 日	三角小学校開設に伴い一部分散 (会員数 862 名)
昭和 54 年 5 月 24 日	会則の一部改正
昭和 58 年 2 月 5 日	開校 15 周年記念事業に協力
昭和 59 年 5 月 12 日	会則の一部改正 (会員数 696 名)
昭和 63 年 2 月 6 日	開校 20 周年記念事業に協力
平成 2 年 5 月 12 日	会費の改正・総会で承認 (会員数 545 名)
平成 5 年 5 月 15 日	会則の一部改正 第 21 条
平成 6 年 5 月 7 日	会則の一部改正 第 6 条
平成 6 年 12 月 8 日	正面花壇改修に協力
平成 7 年 5 月 11 日	会則の一部改正 第 18 条
平成 9 年 5 月 17 日	会則の一部改正 第 6・17・18 条
平成 9 年 11 月 1 日	開校 30 周年記念事業に協力
平成 11 年 5 月 1 日	会則の一部改正 第 16・17・18 条
平成 12 年 5 月 2 日	会則の一部改正 第 16・17・18 条
平成 18 年 5 月 2 日	会則の一部改正 第 6 条
平成 22 年 4 月 30 日	会則の一部改正 第 17 条
平成 24 年 5 月 2 日	会則の一部改正 第 19 条
平成 27 年 4 月 28 日	会則の一部改正 第 6・8・12・14・15・18 条改正
平成 29 年 11 月 11 日	開校 50 周年記念事業に協力
令和 2 年 7 月 21 日	会則の一部改正 第 14・15・18 条改正 家庭教育学級委員会廃止

令和 5 年 4 月 28 日	規程の追加 P T A 個人情報保護規定
令和 5 年 11 月 28 日	会則の一部改正 第 6・9・14・17・20・26・28 条改正
	運営規程の一部改正 第 1・3・4・6 条改正
	慶弔規程の一部改正 第 5・9・10 条改正
	個人情報保護規定の一部改正 第 4・18 条改正
令和 6 年 12 月 17 日	会則の一部改正 第 8・16 条改正
令和 7 年 4 月 28 日	会則の一部改正 第 20 条改正